

axis news

アクセスグループ

2

2021

COLUMN

事業承継におけるよくある悩みと対処法



知りたいあれこれ Q&A

No.14 「個人事業者は要チェック！青色申告特別控除の変更ポイント」

No.15 「コロナ禍だからこそ！計画的な生前贈与を」

今月のアクセススタッフ / お知らせ

COLUMN

事業承継におけるよくある悩みと対処法

columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



コラム執筆

アクシスグループ 代表 川人 広平



平素より大変お世話になっております。また、このページをご覧いただき誠にありがとうございます！

2020年は弊社が取り組んで良かったことや学んだことを「アクシス事例図鑑」としてご紹介して参りました。今後も継続していく予定ですが、今回から本ページの“コラム”も混ぜてお送りして参ろうかと思っております。若造の拙稿ではございますが、お時間のある時にご笑覧いただければ幸いです。

初回である今回は、私自身も体験した「事業承継におけるよくある悩みと対処法」についてご紹介したいと思います。

1. 事業承継におけるよくあるお悩み

先代のお悩み

- ・後継者に会社を任せて大丈夫か不安
- ・任せたとして会社の状況が見えなくなるのが怖い
- ・何から引き継げばいいかわからない
- ・後継者と1対1だつ感情的な言い合いになってしまい、建設的な話し合いができない

後継者のお悩み

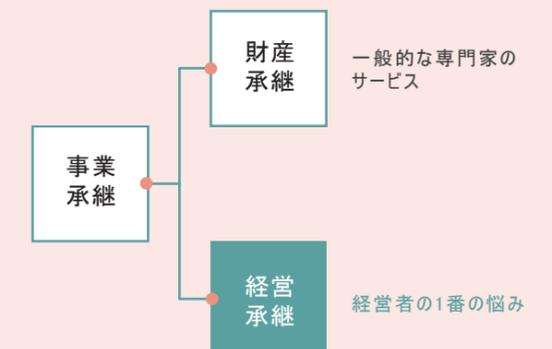
- ・自分が引き継いでやっていけるか不安
 - ・先代が任せてくれない
 - ・引き継いだら何をすればいいかわからない
 - ・先代と1対1だつ感情的な言い合いになってしまい、建設的な話し合いができない
 - ・経理資料が遅い・資料が分かりにくい
- ⇒自分に合わせて経理業務を見直したい

2. 世の中の一般的な“事業承継サービス”とは？

世の中で一般的にある“事業承継サービス”というのは、株価・相続対策、事業承継税制の活用、信託の活用、M&Aといった「株式の引継ぎ」に関するものが大半です。もちろんこれは重要なテーマです。

しかしながら、1で記載したお悩みは、まさに「経営の中身を引き継ぐ」ことに関する悩みであり、経営者にとっての一番の悩みであると思います。

弊社では、株価・相続対策等の「株式の引継ぎ」のお手伝いももちろんご提供しておりますが、1の「経営の中身を引き継ぐ」ことのお手伝いにも力を入れております。



3. 解決の方向性は？

ではどのようにすれば解決できるのでしょうか。私自身の体験も踏まえて、以下の方向性が考えられると思います。

自社の方針や課題・解決方向性について、先代と後継者がよく話し合い合意すること

- ・先代は、「任せて大丈夫か？」見極める期間になる
- ・後継者は、「自分にできるか？」見極める期間になる
- ・先代の経験や考えを後継者に伝える場でもある

行動計画と数値計画を立て、「何をやるのか」「その結果どうなるのか」を見えるようにすること

- ・後継者が継いで何をやるのかが分かるので、先代は任せやすくなる
- ・後継者にとっても、何をやればよいか明確になるので、経営者デビューが円滑になる（「後継者が従業員から認められるための施策」を盛り込むことでより円滑に）

後継者に任せた後、進捗状況・経営状態を見える化し、毎月確認すること

- ・任せた後、状況が分からなくなると怖くて任せられない
⇒「任せつつ見守る」仕組みにすれば、任せやすくなる
- ・障害・課題があれば解決策と一緒に考え、軌道修正できる
(その過程こそが後継者育成)

私自身の体験ですと、事業承継する前1年間は、毎月土曜日に先代の父と打ち合わせをし、「自社の方針や課題・解決方向性」について話し合いを行い“アクションプラン”という形でまとめました。実際には、このアクションプランは、継いだ後に変更した箇所も多

くありましたが、この過程を経ることで、「自分が継いだら何をすべきか」が明確になったと思います。先代と後継者の”お見合い“のようなものであると思います。

4. 自分たちだけでやるのは難しいし大変

しかしながら、これらを自分たちだけでやるのは大変です。

①の話し合いも、親子だけで感情的にならずに話し合うのはなかなか難しいですし、逆にケンカにはならなくても「後継者の方が意見を言えない/言いづらい」という状況にもなりがちです。

また、②の行動計画や数値計画に落とし込むというのも、面倒くさいし難しいことです。

③の進捗確認・軌道修正も、自分たちだけではなかなか続けるのは難しいです。弊社の場合でも、前述の毎月の打ち合わせにて、知人のコンサルタントに間に入ってもらいました。私の場合は父親とかなり仲が良いのですが(笑)、それでも親子だけで「冷静に」かつ「意見は言い合う」というのは非常に難しく感じました。コンサルタントの方に仕切ってもらって、継続することができました。

5. 伴走型事業承継支援について

前述の「お悩み」は、事業承継を行う全ての会社様が直面するものかと思います。弊社では、自社自身の体験も踏まえ、右記の3点を長期伴走型でお手伝いするサービスをご提供しております。

また色々な機会にご提案させていただきたいと思っておりますが、ご興味ございましたら是非お問い合わせくださいませ！！

①自社の方針や課題・解決方向性について、先代と後継者がよく話し合い合意すること

②行動計画と数値計画を立て、「何をやるのか」「その結果どうなるのか」を見えるようにすること

③後継者に任せた後、進捗状況・経営状態を見える化し、毎月確認すること



経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ&A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

今月の講座

「個人事業者は要チェック！『青色申告特別控除』の変更ポイント」（森本 香奈江）

「コロナ禍だからこそ！計画的な生前贈与を！」（櫻井 良江）

Q & A

No.14

個人事業者は要チェック！「青色申告特別控除」の変更ポイント

令和3年になり、確定申告の時期が近づいてまいりました。令和2年分の確定申告の申告期間は2月16日～4月15日です。今回は、確定申告をされている自営業の方や、不動産オーナーの方などにぜひ知っておいていただきたい「青色申告控除」の変更点についてご紹介します。

Q. どのような点が変わったの？

A. まず、青色申告特別控除とは、事業を開始した際に「開業届」と「所得税の青色申告承認申請書」を提出している方で、事業所得もしくは不動産所得のある方がその年の所得に対して受けられる控除のことです。令和元年分の確定申告までは、青色申告特別控除は10万円と65万円の2種類ありましたが、65万円の控除に関して令和2年から変更が発表されました。

令和元年分の確定申告までは、基礎控除が38万円、青色申告特別控除65万円の計103万円の控除がありました。それが令和2年からは、基礎控除が48万円、青色申告特別控除が55万円の計103万円の控除となります。

Q. 内訳は変わるけれど、控除額の合計は103万円と同じなの？

A. 同じです。ただし、電子申告または電子帳簿保存をした方に限り、青色申告特別控除が65万円となり、基礎控除と合わせて113万円の控除が受けられることになりました。つまり、同じ青色申告をするにしても、e-Tax(電子申告)をしている方や、電子帳簿保存法に対応した会計ソフトを使っている、という方は10万円多く控除を受けられるということです。

Q. 「今年からやってみよう！」という場合はどのようにすればいいの？

A. e-Taxには、マイナンバーカード方式、ID・パスワード方式があります。どちらを選択しても特別控除65万円の適用になります。ちなみにマイナンバーカード方式もID・パスワード方式もはじめて利用する際は、所定の手続きが必要です。

マイナンバーカード方式は、マイナンバーカードの取得とICカードリーダーの購入が必要です。ID・パスワード方式は、税務署を訪問したうえでID・パスワードの交付をもらう必要があります。それぞれの準備をした上で、自宅などのパソコンを使って、インターネット経由で確定申告をしてください。

ひとつ、注意点としては、税務署のパソコンを使って確定申告を行っても65万円特別控除の適用にはなりません。あくまでも自分(または会社など)のパソコンを使って国税庁のホームページ上に用意されたフォーマットで確定申告書や青色申告決算書のデータを作成し、e-Taxで確定申告することで適用になりますのでご注意ください。

Q & A

No.15

コロナ禍だからこそ！計画的な生前贈与を

次の世代へ財産を残す方法に、「生前贈与」と「相続」があります。どちらも財産を移転させる点では同じですが、課税される税金は贈与税と相続税で異なります。今回は「生前贈与」について詳しくご紹介します！

Q. 「生前贈与」をするためにはどうすればいい？

A. 生前贈与は、「贈与者」(あげる人)と「受贈者」(もらう人)、双方の合意が必要です。生前贈与は口約束でも成立しますが、後々のトラブルを避けるためには、双方の意思を明確にできる「贈与契約書」を作成することをおすすめします。また、現金の授受ではなく銀行振込にしたり、贈与税の申告をして申告書を保管しておくなど、お金の流れが見えるような工夫も必要です。

Q. 生前贈与は税金にも気を付けないといけませんか？

A. 財産の贈与を受けた人にはその財産の評価額に応じた「贈与税」がかかりますが、上手に活用すれば財産の前渡しや相続対策としての効果が期待できます。贈与税の課税方法には「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」の2種類があり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税制度」を選択することができます。

「暦年課税制度」を選択した場合の基礎控除は110万円です。受贈者がその年(暦年)に受け取った財産の合計額から基礎控除(110万円)を差し引き、贈与税率(10～55%の8段階)を掛けて税額を計算していきます。20歳以上の受贈者が父母もしくは祖父母から贈与を受ける場合は特例税率が適用されます。

Q. 「相続時精算課税制度」はどのような制度？

A. 「相続時精算課税制度」は相続時に精算することを前提に2500万円までの贈与には贈与税がかからず、2500万円超には一律20%の贈与税がかかり、贈与税を納めることとなりますが贈与者が死亡した場合(相続時には、贈与された財産を相続財産に加えて相続税を計算するという仕組みになっています。贈与者は60歳以上の父母・祖父母、受贈者は推定相続人である20歳以上の子・孫が対象です。注意点としては、一度「相続時精算課税制度」を選択すると、同じ贈与者からの贈与は全て「相続時精算課税制度」の対象となり、「暦年課税制度」を選択することができなくなります。

Q. 生前贈与の申告について教えてください！

A. 贈与税の申告・納税はその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与により取得した財産(複数の方から贈与によって財産を取得している場合はその合計)を対象にして、翌年2月1日から3月15日までに申告・納税が必要です。「暦年課税制度」を選択する場合は110万円の基礎控除を超え、20歳以上の受贈者が祖父母から贈与を受ける場合は贈与金額にかかわらず申告をする必要があります。

私が紹介しました！



森本 香奈江

顧客サービス部1課 主任 アソシエイト
社会保険労務士

大学卒業後、2010年社労士試験に合格し、税理士法人アクシスに中途入社。会計を担当し、一般法人のほか社会福祉法人を多く受け持つ。

お問い合わせはこちらまで

税理士法人アクシス

088-631-8119

私が紹介しました！



櫻井 良江

資産税部 スタッフ

前職銀行員時代にFP資格取得を機に「中立的な立場」でお客さまに寄り添い最適なご提案ができる仕事への思いから、簿記を学び税理士法人アクシスに中途入社。現在は相続・贈与・譲渡など資産税業務に携わっている。

お問い合わせはこちらまで

税理士法人アクシス

088-631-8119

アクシスグループ

税理士法人アクシス

社会保険労務士法人アクシス

行政書士法人アクシス

川人広平公認会計士事務所

株式会社徳島経理代行センター

株式会社高松経理代行センター

株式会社マネジメント・スタッフ

有限会社エムエスサービス

[本社]

〒770-0051
徳島県徳島市北島田町1丁目3-3
TEL:088-631-8119
FAX:088-632-6543

[吉野川支店]

〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL:0883-26-0182
FAX:0883-26-0187

[高松支店]

〒760-0079
香川県高松市松縄町1050-27
TEL:087-814-5875
FAX:087-814-5876

axis news 2月号 デザイン・制作編集



佐藤 美優

企画部 スタッフ

美術大学を卒業後、地域プロモーション事業を行う会社に就職し、記事の編集やデザインを担当。その後、母校の大学に3年間勤める。2019年の春に当社に入社し、企画やデザイン制作を担当している。

お客様のご感想を お聞かせください。

アクシスグループでは、より多くの方に弊社のことを知って頂きたいと「グーグルマイビジネス」の口コミ投稿を募集しております。これまでもたくさんの方々にコメントを投稿頂きました。

グーグルアカウントをお持ちの方は、是非下記のQRコードよりご入力頂けますと幸いです。温かいコメントをいただけましたらとってもとっても嬉しく存じます。ご無理をいただく必要はございませんので、もし差支えなければご協力頂けますと幸いです。

誰もが想像していなかった
コロナノ敏速に発信する情報
や対応に感謝します。(H様)

スタッフの皆様は、とても
素早くかつ親切に対応され
大満足です。(K様)

難しいポイントでも、
非常に説明が丁寧でわかり
やすいです。専門性の高い
内容を、非常に迅速に対応
してくれます。(K様)



▲こちらのQRコードから投稿できます。

axis

